

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成 30 年 月修正)

表紙

変 更 後	変 更 前
<p data-bbox="465 555 763 592">門真市国民保護計画</p> <p data-bbox="501 826 730 852">平成 30 年 月 修正</p> <p data-bbox="584 863 651 887">(素案)</p> <p data-bbox="551 898 685 925">門 真 市</p>	<p data-bbox="1420 523 1733 549">門真市国民保護計画</p> <hr data-bbox="1462 842 1682 847"/> <p data-bbox="1518 890 1637 916">門 真 市</p>

資料 7

門真市国民保護計画 新旧対照表（平成30年 月修正）

目次

第1編 総論 第1章 総則 目次

変 更 後	変 更 前
第2節 <u>事態対処法制</u> 1 <u>事態対処法</u>	第2節 <u>武力攻撃事態対処法制</u> 1 <u>武力攻撃事態対処法</u>

目次

第1編 総論 第2章 基本方針 目次

変 更 後	変 更 前
7 高齢者、 <u>障がい者</u> 、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施	7 高齢者、 <u>障害者</u> 、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

目次

第1編 総論 第3章 関係機関の責務と役割 目次

変 更 後	変 更 前
第1節 関係機関の責務等 4 <u>消防組合</u>	第1節 関係機関の責務等 4 <u>消防本部等</u>

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成 30 年 月修正)

目次

第 1 編 総論 第 4 章 門真市の地理的、社会的特徴 目次

変 更 後	変 更 前
第3節 人口分布 3 外国人 <u>人口</u>	第3節 人口分布 3 外国人 <u>登録者数</u>

目次

第 2 編 武力攻撃事態等への対処 第 1 章 実施体制の確立 目次

変 更 後	変 更 前
第 2 節 門真市国民保護対策本部の設置等 1 略 (1)～(3) 略 2 略 (1)～(3) 略 <u>3</u> <u>現地調整所の設置</u> <u>4</u> <u>初動連絡体制会議の開催</u> (1) <u>初動連絡体制の組織</u> (2) <u>初動連絡体制の所掌事務</u> <u>5</u> <u>市災害対策本部・市危機管理対策本部（仮称）の設置</u>	第 2 節 門真市国民保護対策本部の設置等 1 略 (1)～(3) 略 2 略 (1)～(3) 略 <u>3</u> <u>初動連絡体制会議の開催</u> (1) <u>初動連絡体制の組織</u> (2) <u>初動連絡体制の所掌事務</u> <u>4</u> <u>市災害対策本部・市危機管理対策本部（仮称）の設置</u>

目次

第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 目次

変更後	変更前
<p>第3節 避難誘導</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>要配慮者</u>の避難誘導</p> <p>(5)～(7) 略</p>	<p>第3節 避難誘導</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) <u>災害時要援護者</u>の避難誘導</p> <p>(5)～(7) 略</p>

目次

第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 目次

変更後	変更前
<p>第2節 安否情報の収集・提供</p> <p>1 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p><u>6 安否情報システムの利用</u></p>	<p>第2節 安否情報の収集・提供</p> <p>1 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成 30 年 月修正)

目次

第 2 編 武力攻撃事態等への対処 第 4 章 武力攻撃災害への対処 目次

変 更 後	変 更 前
第 3 節 生活関連等施設の安全確保 1 略 (1)～(2) 略 (3) 市、 <u>消防機関</u> の役割 2 略 (1)～(2) 略 (3) <u>消防組合管理者</u> が命ずることができる対象物質と措置内容	第 3 節 生活関連等施設の安全確保 1 略 (1)～(2) 略 (3) 市 _____ の役割 2 略 (1)～(2) 略 (3) <u>市長</u> が命ずることができる対象物質と措置内容

目次

第 3 編 平素からの備え 第 1 章 組織・体制の整備 目次

変 更 後	変 更 前
第 1 節 略 1 <u>各部局等</u> における業務	第 1 節 略 1 <u>各部局</u> における業務

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成 30 年 月修正)

目次

第3編 平素からの備え 第2章 避難・救援・災害対処 目次

変 更 後	変 更 前
<p>第1節 避難</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>要配慮者</u>への伝達</p> <p>(7) 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>避難行動要支援者</u>の避難誘導</p> <p>(3)～(4) 略</p>	<p>第1節 避難</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(5)</p> <p>(6) <u>災害時要援護者</u>への伝達</p> <p>(7) 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>災害時要援護者</u>の避難誘導</p> <p>(3)～(4) 略</p>

第1編 総論

第1章 総則 第2節 武力攻撃事態対処法制

変 更 後	変 更 前				
<p>第2節 <u>事態対処法制</u></p> <p>1 <u>事態対処法</u> 平成15年6月、有事法制の基本法である武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(<u>事態対処法</u>)が成立し施行された。この法律は、武力攻撃事態等が発生した場合の対処について定めたもので、基本理念、国・地方公共団体の責務、対処手続などの基本的事項が規定されている。</p> <p>2 <u>関連法制</u> 武力攻撃事態等の対処にあたっては、事態等の推移に応じ、事態等を終結させるための措置並びに国民を保護するための措置を実施することとされている。これらの措置の適切かつ効果的な実施を目的として、<u>事態対処法</u>に定められた基本的な枠組みに沿って以下のような関連法制が整備された。 (略) 《図：武力攻撃事態等への対処に関する法制》</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>事態対処法</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定</td> </tr> </table>	<u>事態対処法</u>	武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定	<p>第2節 <u>武力攻撃事態対処法</u></p> <p>1 <u>武力攻撃事態対処法</u> 平成15年6月、有事法制の基本法である武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(<u>武力攻撃事態対処法</u>)が成立し施行された。この法律は、武力攻撃事態等が発生した場合の対処について定めたもので、基本理念、国・地方公共団体の責務、対処手続などの基本的事項が規定されている。</p> <p>2 <u>関連法制</u> 武力攻撃事態等の対処にあたっては、事態等の推移に応じ、事態等を終結させるための措置並びに国民を保護するための措置を実施することとされている。これらの措置の適切かつ効果的な実施を目的として、<u>武力攻撃事態対処法</u>に定められた基本的な枠組みに沿って以下のような関連法制が整備された。 (略) 《図：武力攻撃事態等への対処に関する法制》</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>武 力 攻 撃 事 態 対 処 法</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定</td> </tr> </table>	<u>武 力 攻 撃 事 態 対 処 法</u>	武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定
<u>事態対処法</u>					
武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定					
<u>武 力 攻 撃 事 態 対 処 法</u>					
武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定					

第1編 総論

第1章 総則 第3節 国民保護措置等

変 更 後	変 更 前						
<p>国民保護法では、武力攻撃等から国民の生命・身体及び財産を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国や地方公共団体などは国民保護措置等を実施することとされている。</p> <p>武力攻撃等が発生した場合、国・府・市町村等は、以下のような流れで、国民保護措置等を実施することになる。</p> <p>「武力攻撃」(我が国に対する外部からの武力攻撃)や「武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為等」(大規模テロ等)が発生すれば、まず国が、事態の認定や事態対処の全般的な方針などを取りまとめた「対処基本方針」又は「緊急対処事態対処方針」を閣議決定し、「<u>事態対策本部</u>」又は「緊急対処事態対策本部」を設置するとともに、「国民保護対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置すべき地方公共団体を指定する。</p> <p>(略)</p> <p>≪図：国民保護措置等の実施の流れ≫</p> <table border="1" data-bbox="255 1050 1088 1198"> <tr> <td data-bbox="255 1050 1088 1098" style="text-align: center;">事態対策本部等 (本部長：内閣総理大臣)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 1098 1088 1145">①事態を終結させるための措置 (攻撃排除措置、外交上の措置など)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 1145 1088 1198">②国民を保護するための措置</td> </tr> </table>	事態対策本部等 (本部長：内閣総理大臣)	①事態を終結させるための措置 (攻撃排除措置、外交上の措置など)	②国民を保護するための措置	<p>国民保護法では、武力攻撃等から国民の生命・身体及び財産を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国や地方公共団体などは国民保護措置等を実施することとされている。</p> <p>武力攻撃等が発生した場合、国・府・市町村等は、以下のような流れで、国民保護措置等を実施することになる。</p> <p>「武力攻撃」(我が国に対する外部からの武力攻撃)や「武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為等」(大規模テロ等)が発生すれば、まず国が、事態の認定や事態対処の全般的な方針などを取りまとめた「対処基本方針」又は「緊急対処事態対処方針」を閣議決定し、「<u>武力攻撃事態等対策本部</u>」又は「緊急対処事態対策本部」を設置するとともに、「国民保護対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置すべき地方公共団体を指定する。</p> <p>(略)</p> <p>≪図：国民保護措置等の実施の流れ≫</p> <table border="1" data-bbox="1189 1042 2022 1190"> <tr> <td data-bbox="1189 1042 2022 1090" style="text-align: center;">武力攻撃事態等対策本部等 (本部長：内閣総理大臣)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1090 2022 1137">①事態を終結させるための措置 (攻撃排除措置、外交上の措置など)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1137 2022 1190">②国民を保護するための措置</td> </tr> </table>	武力攻撃事態等対策本部等 (本部長：内閣総理大臣)	①事態を終結させるための措置 (攻撃排除措置、外交上の措置など)	②国民を保護するための措置
事態対策本部等 (本部長：内閣総理大臣)							
①事態を終結させるための措置 (攻撃排除措置、外交上の措置など)							
②国民を保護するための措置							
武力攻撃事態等対策本部等 (本部長：内閣総理大臣)							
①事態を終結させるための措置 (攻撃排除措置、外交上の措置など)							
②国民を保護するための措置							

第1編 総論

第1章 総則 第4節 国民保護計画 1 国民保護計画の策定の流れ

変 更 後	変 更 前
≪図：国民保護計画の策定の流れ≫ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 事態対処法 (15年6月成立・施行) 武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方 公共団体等の責務。対処手続などの基本的事項を規定 </div>	≪図：国民保護計画の策定の流れ≫ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 武力攻撃事態対処法 (15年6月成立・施行) 武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方 公共団体等の責務。対処手続などの基本的事項を規定 </div>

第1編 総論

第2章 基本方針

変 更 後	変 更 前
<p>7 高齢者、<u>障がい者</u>、外国人等への配慮及び国際人道法の 的確な実施</p> <p>国民保護措置等の実施にあたっては、高齢者、<u>障がい者</u>、乳 幼児、妊産婦、外国人その他特に配慮を要する者の個性や生 活状況に応じた、きめ細やかな保護について留意する。また、 国民保護措置等を実施するにあたっては、国際的な武力紛争 において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p>	<p>7 高齢者、<u>障害者</u>、外国人等への配慮及び国際人道法の 的確な実施</p> <p>国民保護措置等の実施にあたっては、高齢者、<u>障害者</u>、乳幼 児、妊産婦、外国人その他特に配慮を要する者の個性や生活 状況に応じた、きめ細やかな保護について留意する。また、国 民保護措置等を実施するにあたっては、国際的な武力紛争に において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p>

第1編 総論

第3章 関係機関の責務と役割 第2節 関係機関の事務又は業務の大綱 2 指定地方行政機関

変更後		変更前	
1 地方公共団体		1 地方公共団体	
機関の名称	事務又は業務の大綱	機関の名称	事務又は業務の大綱
市	(略) 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 (略)	市、 <u>消防組合</u>	(略) 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 (略)
<u>消防組合</u>	<u>1 警報の伝達、避難住民の誘導、消防・救助・救急を含む武力攻撃災害への対処</u>	_____	_____
2 指定地方行政機関		2 指定地方行政機関	
機関の名称	事務又は業務の大綱	機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	(略)	近畿管区警察局	(略)
近畿総合通信局	(略)	<u>大阪防衛施設局</u>	<u>1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整</u>
	(略)		<u>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</u>
近畿地方環境事務所	(略)	近畿総合通信局	(略)
<u>近畿中部防衛局</u>	<u>1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整</u> <u>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</u>		(略)
		近畿地方環境事務所	(略)
		_____	_____
		_____	_____
		_____	_____

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成 30 年 月修正)

第 1 編 総論

第 3 章 関係機関の責務と役割 第 2 節 関係機関の事務又は業務の大綱 3 指定 (地方) 公共機関

変 更 後		変 更 前	
3 指定 (地方) 公共機関		3 指定 (地方) 公共機関	
機関の名称	事務又は業務の大綱	機関の名称	事務又は業務の大綱
(略)		(略)	
ガス事業者	(略)	ガス事業者	(略)
<u>水道用水供給事業者</u> <u>工業用水道事業者</u>	1 <u>水の安定的な供給</u>		
<u>郵便事業者</u>	(略)	<u>郵便事業株式会社</u>	(略)
(略)		(略)	
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	1 <u>要配慮者支援等</u> に対する協力 2 ボランティア活動に関する協力	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	1 <u>要援護者</u> 支援等に対する協力 2 ボランティア活動に関する協力
<u>公益財団法人</u> <u>大阪府消防協会</u>	(略)	<u>財団法人</u> <u>大阪府消防協会</u>	(略)

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成 30 年 月修正)

第 1 編 総論

第 4 章 門真市の地理的、社会的特徴 第 2 節 気候

変 更 後	変 更 前
<p>過去5年間(2011年~2015年)の気象をみると、平均気温は17℃前後(最高38.4℃、最低-2.9℃)であり、平均降水量は1495.7mmであった。 <u>(大阪管区气象台 2011年から2015年の大阪観測所の平均値)</u></p>	<p>過去5年間(2000年~2004年)の気象をみると、平均気温は16℃前後(最高38.3℃、最低- 2.4℃)で、過去20年間(1979年~2000年)の平均気温と比べると1度以上上昇している。 <u>降水量は年間1,200mm~1,700mmの間にあるが、平成14年は渇水の年で例年の雨量のおよそ7割に留まっている。また、月別降水量では1979年から2000年までの過去20年間について、6月が最も多く平均215mm/月となっており、これに次いで9月184mm/月、7月183mm/月などの順となっている。11月から2月までの降水量は少なく、100mm/月以下となっている。</u></p>

第 1 編 総論

第 4 章 門真市の地理的、社会的特徴 第 3 節 人口分布

変 更 後	変 更 前
<p>1 常住人口 <u>123,576人(平成27年国勢調査による)</u></p>	<p>1 常住人口 <u>135, 648人(平成17年版門真市統計書による)</u></p>
<p>2 昼間人口 <u>144,849人(平成22年国勢調査による)</u></p>	<p>2 昼間人口 <u>146, 387人(平成17年版門真市統計書による)</u></p>
<p>3 外国人人口 <u>2,751人(平成27年版門真市統計書による)</u></p>	<p>3 外国人登録者数 <u>2, 946人(平成17年版門真市統計書による)</u></p>

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成30年 月修正)

第1編 総論

第4章 門真市の地理的、社会的特徴 第4節 道路の位置等

変更後		変更前	
1 主な自動車専用道路	市の西部を南北に縦断する近畿自動車道がある。西日本高速道路株式会社が管理運営する一般有料道路「第二京阪道路」が横断している。	1 主な自動車専用道路	市の西部を南北に縦断する近畿自動車道がある。
2 略		3 自動車保有台数	42,791台 (平成17年版門真市統計書による)
3 自動車保有台数	35,119台 (平成27年版門真市統計書による)		

第1編 総論

第4章 門真市の地理的、社会的特徴 第6節 主な施設等 20

変更後														変更前													
1 中高層建築物 (消防年報・平成27年版、平成28年4月1日現在)														1 高層建築物 (消防年報・平成16年版、平成17年4月1日現在)													
階数	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	合計	階数	-	-	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	合計
棟数	553	294	83	53	39	20	15	12	2	6	8	7	1,092	棟数	-	-	78	51	33	15	12	9	2	4	5	1	210

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成 30 年 月修正)

第1編 総論

第5章 市国民保護計画が対象とする事態 第3節 NBC兵器による攻撃 1 核兵器等を用いた攻撃

変更後	変更前
<p>1 核兵器等を用いた攻撃</p> <p>(1) 略 略 ア～イ 略</p> <p>(2) 略 ア～カ 略</p> <p><u>キ 核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</u></p>	<p>1 核兵器等を用いた攻撃</p> <p>(1) 略 略 ア～イ 略</p> <p>(2) 略 ア～カ 略</p> <p>— _____ _____ _____ _____</p>

第 1 編 総論

第 7 章 用語の定義

変 更 後		変 更 前	
用語	意義及び用法	用語	意義及び用法
(略)		(略)	
対策本部(長)	国では <u>事態対策本部(長)</u> 又は緊急対処事態対策本部(長)、府又は市町村では国民保護対策本部(長)又は緊急対処事態対策本部(長)をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部(長)」「府対策本部(長)」、「市町村対策本部(長)」と表記している。	対策本部(長)	国では <u>武力攻撃事態等対策本部(長)</u> 又は緊急対処事態対策本部(長)、府又は市町村では国民保護対策本部(長)又は緊急対処事態対策本部(長)をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部(長)」「府対策本部(長)」、「市町村対策本部(長)」と表記している。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定(地方)行政機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関が法の規定に基づいて実施する <u>国民保護法第2条第3項</u> に掲げる国民の保護に関する措置(武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし <u>同項第6号</u> に掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。)をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定(地方)行政機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関が法の規定に基づいて実施する <u>事態対処法第22条第1号</u> に掲げる国民の保護に関する措置(武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし <u>同号へ</u> に掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。)をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、 <u>事態対処法施行令</u> で定めるものをいう。	指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、 <u>武力攻撃事態対処法施行令</u> で定めるものをいう。
指定地方行政	国の地方行政機関で、 <u>事態対処法施行令</u> で定	指定地方行政	国の地方行政機関で、 <u>武力攻撃事態対処法施</u>

門真市国民保護計画 新旧対照表（平成30年 月修正）

機関	めるものをいう。	機関	行令で定めるものをいう。
指定(地方)行政機関	略	指定(地方)行政機関	略
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、 <u>事態対処法施行令</u> で定めるものをいう。	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、 <u>武力攻撃事態対処法施行令</u> で定めるものをいう。
	略		(略)
消防組合等	守口市門真市消防組合消防本部及び、 <u>門真消防署</u> を指す。	消防組合等	守口市門真市消防組合消防本部及び、各 <u>消防署</u> を指す。
消防長	守口市門真市消防組合 <u>消防本部</u> 消防長をいう。	消防長	守口市門真市消防組合 <u>消防長</u> をいう。
	略		略

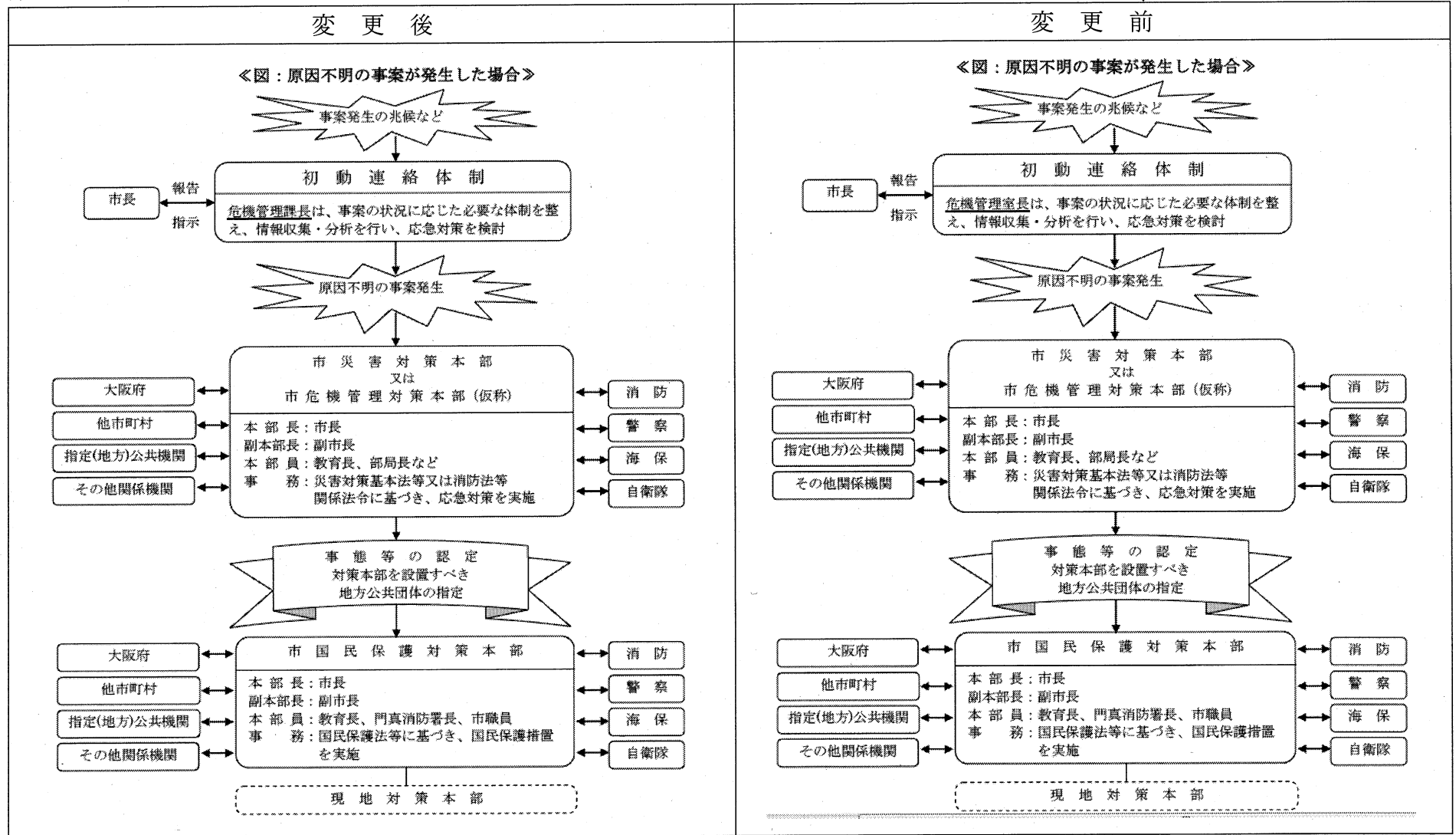
第2編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立 第1節 実施体制の確立 1 市の実施体制

変更後	変更前
(2) 原因不明の事案が発生した場合 ア 初動連絡体制 <u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)や緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、又は、府等関係機関を通じて、</u> 多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、 <u>危機管理課長</u> は直ちに市長へ報告し、指示を受け、事案の状況に応じ、既存の防災・危機管理組織を活用するなどして、速やかに必要な初動連絡体制を確立し、情報の収集・分析、応急対策の検討等を行う。	(2) 原因不明の事案が発生した場合 ア 初動連絡体制 <hr/> 多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、 <u>危機管理室長</u> は直ちに市長へ報告し、指示を受け、事案の状況に応じ、既存の防災・危機管理組織を活用するなどして、速やかに必要な初動連絡体制を確立し、情報の収集・分析、応急対策の検討等を行う。

第2編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立 第1節 実施体制の確立 1 市の実施体制



門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成 30 年 月修正)

第2編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立 第2節 門真市国民保護対策本部の設置等 1 市国民保護対策本部の設置

変更後		変更前	
(1) 対策本部の組織等 ア 対策本部の組織		(1) 対策本部の組織等 ア 対策本部の組織	
本部長	市長	本部長	市長
副本部長	副市長	副本部長	助役(2名)、統括理事
本部員	教育長、上下水道事業管理者、統括理事、教育次長、企画財務部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、こども部長、まちづくり部長、上下水道局長、会計管理者、教育部長、選挙管理委員会事務局長、固定資産評価審査委員会事務局長、監査委員事務局長、公平委員会事務局長、議会事務局長、門真消防署長	本部員	市長公室長、広報公聴課長、総務部長、危機管理室長、企画財務部長、行財政改革推進部長、市民生活部長、健康福祉部長、環境事業部長、都市建設部長、学校教育部長、生涯学習部長、行政委員会総合事務局長、議会事務局長、収入役室長、水道事業管理者、水道局長、教育長、門真消防署長
(略)		(略)	
エ 対策本部の事務局 対策本部長の意思決定を補佐するとともに、対策本部の事務を処理するため、対策本部に事務局を置き、事務局は、 <u>市地域防災計画に準じて</u> 編成する。		エ 対策本部の事務局 対策本部長の意思決定を補佐するとともに、対策本部の事務を処理するため、対策本部に事務局を置き、事務局は、 <u>総括班、対策班、総務班、情報班、報道班等</u> で編成する。	

第2編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立 第2節 門真市国民保護対策本部の設置等 1 市国民保護対策本部の設置

変更後		変更前	
(3) 対策本部の開設手順等 ア 対策本部員の参集 危機管理課長は、市対策本部員等に対し、あらかじめ作成		(3) 対策本部の開設手順等 ア 対策本部員の参集 危機管理室長は、市対策本部員等に対し、あらかじめ作成	

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成30年 月修正)

する連絡網に基づき、参集するよう連絡する。 (略)			成する連絡網に基づき、参集するよう連絡する。 (略)		
事態等の発生場所	配備基準	配備体制	事態等の発生場所	配備基準	配備体制
市域内	大規模な武力攻撃災害が発生し、それに 応じた国民保護措置を実施する必要が あるとき	<u>3号配備</u>	市域内	大規模な武力攻撃災害が発生し、それ に応じた国民保護措置を実施する必要 があるとき	<u>非常5号</u>
	<u>武力攻撃災害が発生し、それに応じた国 民保護措置を実施する必要があるとき</u>	<u>2号配備</u>		中規模な武力攻撃災害が発生し、それ に応じた国民保護措置を実施する必要 があるとき	<u>非常4号</u>
	市域で武力攻撃災害の発生が予測され るとき			小規模な武力攻撃災害が発生し、それ に応じた国民保護措置を実施する必要 があるとき	<u>非常3号</u>
他 市町村	近隣市町村で武力攻撃災害が発生し、避難 住民を受入れるなどの必要があるとき	<u>1号配備</u>	市町村域で武力攻撃災害の発生が予測 されるとき	<u>非常2号</u>	
	近隣市町村以外で武力攻撃災害が発生し、 応援の準備をする必要があるとき		他市町村		近隣市町村以外で武力攻撃災害が発生 し、応援の準備をする必要があるとき
<p>※市地域防災計画における「動員体制」に準じる。</p> <p>ウ 市対策本部の開設</p> <p>(ア) <u>危機管理課長</u>は、市庁舎などに市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。この際、関係機関が相互に電話、ファクシミリ、電子メール等を用いて連絡できるかどうか通信手段の状態を確認する。</p>			<p>ウ 市対策本部の開設</p> <p>(ア) <u>危機管理室長</u>は、市庁舎などに市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。この際、関係機関が相互に電話、ファクシミリ、電子メール等を用いて連絡できるかどうか通信手段の状態を確認する。</p>		

第 2 編 武力攻撃事態等への対処

第 1 章 実施体制の確立 第 2 節 門真市国民保護対策本部の設置等 3 初動連絡体制会議の開催

変 更 後	変 更 前												
<p>3 現地調整所の設置 <u>市長は国民保護措置が実施される現場に置いて、現地関係機関(消防機関、府、府警察、市町村、自衛隊、医療関係機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</u></p> <p>4 初動連絡体制会議の開催 多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、<u>危機管理課長</u>は、関係部課長を招集して会議を開催し、情報の収集・分析や応急対策の検討を行う。また、国(消防庁)、府、他市町村、指定(地方)公共機関などに対し、迅速に情報提供するとともに、情報の収集・分析等を行う上で必要と認められるときは、関係機関に対し、職員の出席を要請する。</p> <p>(1) 初動連絡体制の組織</p> <table border="1"> <tr> <td>～部長</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>副部長</td> <td><u>危機管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>部員</td> <td><u>秘書課長、魅力発信課長、人事課長、地域政策課長、産業振興課長、福祉政策課長、健康増進課長、環境政策課長、都市政策課長、土木課長、経営総務課長、下水道整備課長、会計課長、教育総務課長</u></td> </tr> </table> <p>(2) 略 ア～カ 略</p> <p>5 市災害対策本部・市危機管理対策本部(仮称)の設置 略</p>	～部長	総務部長	副部長	<u>危機管理課長</u>	部員	<u>秘書課長、魅力発信課長、人事課長、地域政策課長、産業振興課長、福祉政策課長、健康増進課長、環境政策課長、都市政策課長、土木課長、経営総務課長、下水道整備課長、会計課長、教育総務課長</u>	<p>----- ----- ----- ----- -----</p> <p>3 初動連絡体制会議の開催 多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、<u>危機管理室長</u>は、関係部課長を招集して会議を開催し、情報の収集・分析や応急対策の検討を行う。また、国(消防庁)、府、他市町村、指定(地方)公共機関などに対し、迅速に情報提供するとともに、情報の収集・分析等を行う上で必要と認められるときは、関係機関に対し、職員の出席を要請する。</p> <p>(1) 初動連絡体制の組織</p> <table border="1"> <tr> <td>部長</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>副部長</td> <td><u>危機管理室長</u></td> </tr> <tr> <td>部員</td> <td><u>人事課長、地域振興課長、生活産業課長、地域福祉課長、健康増進課長、環境センター長、都市政策課長、道路課長、下水道推進室長、収入役室長、教育総務課長、水道局総務課長</u></td> </tr> </table> <p>(2) 略 ア～カ 略</p> <p>4 市災害対策本部・市危機管理対策本部(仮称)の設置 略</p>	部長	総務部長	副部長	<u>危機管理室長</u>	部員	<u>人事課長、地域振興課長、生活産業課長、地域福祉課長、健康増進課長、環境センター長、都市政策課長、道路課長、下水道推進室長、収入役室長、教育総務課長、水道局総務課長</u>
～部長	総務部長												
副部長	<u>危機管理課長</u>												
部員	<u>秘書課長、魅力発信課長、人事課長、地域政策課長、産業振興課長、福祉政策課長、健康増進課長、環境政策課長、都市政策課長、土木課長、経営総務課長、下水道整備課長、会計課長、教育総務課長</u>												
部長	総務部長												
副部長	<u>危機管理室長</u>												
部員	<u>人事課長、地域振興課長、生活産業課長、地域福祉課長、健康増進課長、環境センター長、都市政策課長、道路課長、下水道推進室長、収入役室長、教育総務課長、水道局総務課長</u>												

第2編 武力攻撃事態等への対処

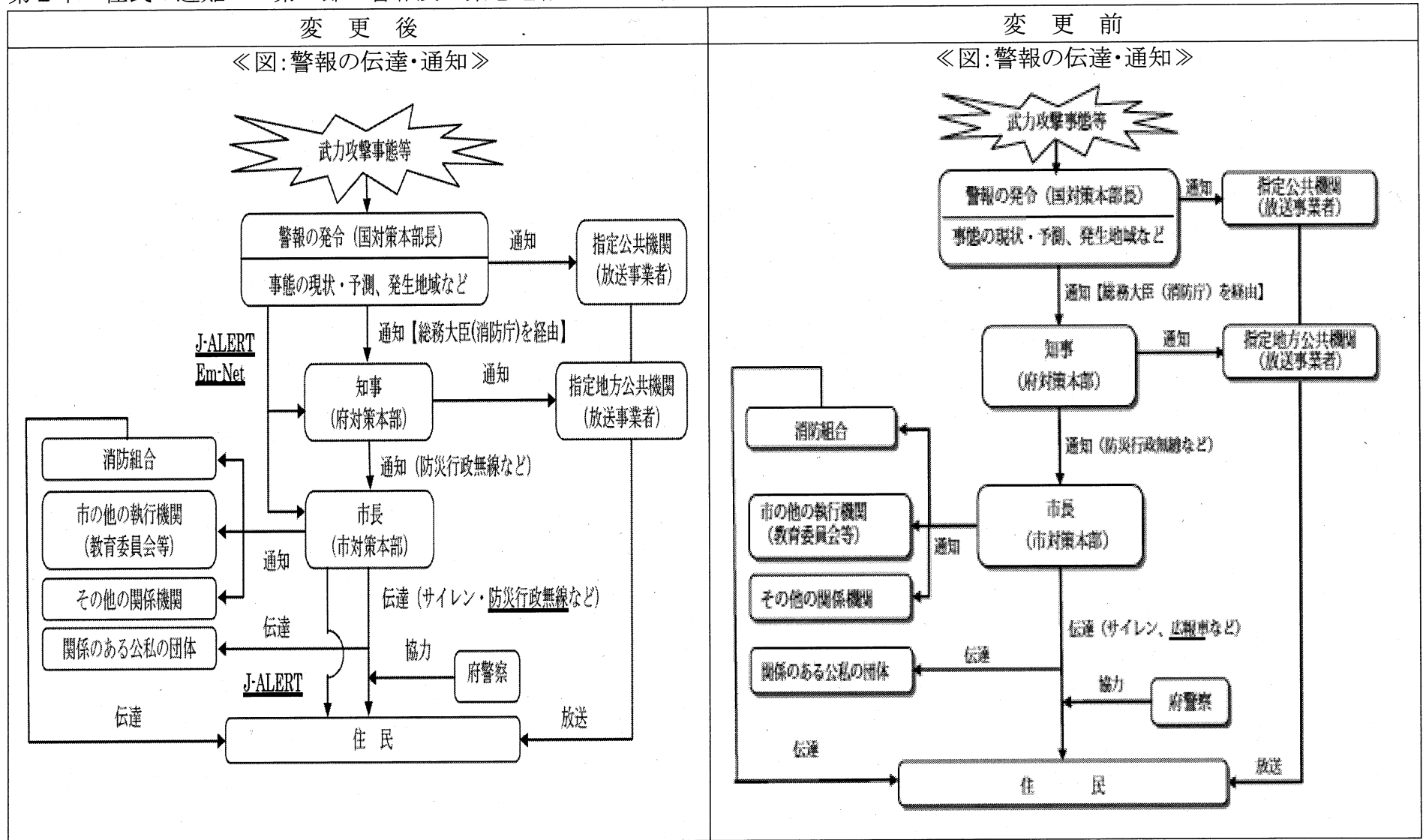
第1章 実施体制の確立 第3節 関係機関との連携協力の確保

1 国・府の対策本部との連携

変更後	変更前
<p>1 国・府の対策本部との連携 市は、府の対策本部及び府を通じ国の対策本部と、各種の調整や情報共有を行う。 また、市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。 <u>さらに、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する副本部長もしくは本部員が出席する。</u> (略)</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣(国民保護等派遣)を防衛大臣に要請するよう求める。ただし、上記の求めができないときは、その胸及び市域に係る国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣(市域を担当区域とする地方協力本部の隊員又は市国民保護協議会の委員たる隊員)に対して連絡する。</p>	<p>1 国・府の対策本部との連携 市は、府の対策本部及び府を通じ国の対策本部と、各種の調整や情報共有を行う。 また、市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。 _____ _____ _____ (略)</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣(国民保護等派遣)を防衛大臣に要請するよう求める。ただし、上記の求めができないときは、その胸及び市域に係る国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣(市域を担当区域とする地方協力本部 _____)に対して連絡する。</p>

第2編 武力攻撃事態等への対処

第2章 住民の避難 第1節 警報及び緊急通報 1 警報



(イ) 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に含まれない場合

原則として、サイレンを使用せず、防災行政無線等や市ホームページへの掲載等の手段により周知する。なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して周知する。

(4) 要配慮者への伝達

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮するものとし、下記の伝達方法を参考にするなどして、迅速に伝達する。

ア 在宅の避難行動要支援者

市は、本人の意思やプライバシーの保護に十分留意したうえで、情報伝達において配慮すべき対象者のリストをあらかじめ作成するなどして、また、消防機関のほか、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等の協力も得るなどして、固定電話、携帯電話、ファクシミリ、市ホームページ、戸別訪問などにより伝達する。

イ 社会福祉施設入所者及び病院入院患者

市は、府との事前の役割分担に基づき、対象となる社会福祉施設及び病院を把握し、その施設管理者と協議のうえ、あらかじめリストを作成するなど、事前に把握した情報に基づき、電話、ファクシミリ、市ホームページ等により、伝達する。

ウ 日本語の理解が十分でない外国人

市は、防災行政無線、広報車、市ホームページ等による情報伝達にあたり、外国人にもわかりやすい平易な日本語の使用や、多数の在住者が母国語とする外国語については、あらかじめ作成した基本文例の活用などにより、性格で迅速な伝達に努める。

(4) 災害時要援護者への伝達

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮するものとし、下記の伝達方法を参考にするなどして、迅速に伝達する。

ア 在宅の災害時要援護者

市は、本人の意思やプライバシーの保護に十分留意したうえで、情報伝達において配慮すべき対象者のリストをあらかじめ作成するなどして、また、消防機関のほか、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等の協力も得るなどして、固定電話、携帯電話、ファクシミリ _____、戸別訪問などにより伝達する。

イ 社会福祉施設入所者及び病院入院患者

市は、府との事前の役割分担に基づき、対象となる社会福祉施設及び病院を把握し、その施設管理者と協議のうえ、あらかじめリストを作成するなど、事前に把握した情報に基づき、電話、ファクシミリ _____ 等により、伝達する。

ウ 日本語の理解が十分でない外国人

市は _____、広報車 _____ 等による情報伝達にあたり、外国人にもわかりやすい平易な日本語の使用や、多数の在住者が母国語とする外国語については、あらかじめ作成した基本文例の活用などにより、性格で迅速な伝達に努める。

第 2 編 武力攻撃事態等への対処

第 2 章 住民の避難 第 1 節 警報及び緊急通報 2 緊急通報

変 更 後	変 更 前
<< 図: 緊急通報の流れ >> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 府の他の執行機関 (公安委員会・<u>教育庁</u>) </div> 通知 ←	<< 図: 緊急通報の流れ >> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 府の他の執行機関 (公安委員会・<u>教育委員会</u>) </div> 通知 ←

第 2 編 武力攻撃事態等への対処

第 2 章 住民の避難 第 2 節 避難の指示・退避の指示 1 避難の指示

変 更 後	変 更 前
(2) 避難の指示に伴う措置 ア 市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、できる限り速やかに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。 <u>また、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、市長は、知事の要請を受け、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な措置をとるものとする。</u>	(2) 避難の指示に伴う措置 ア 市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、できる限り速やかに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

第2編 武力攻撃事態等への対処

第2章 住民の避難 第2節 避難の指示・退避の指示 2 退避の指示

変更後	変更前
<p>(2) 退避の指示に伴う措置 ア 市長は、退避の指示を行ったときは、<u>防災行政無線</u>、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、知事、その他関係機関に通知する。なお、市域を越える退避の指示をしたときは、退避先地域を管轄する市町村長に連絡する。</p>	<p>(2) 退避の指示に伴う措置 ア 市長は、退避の指示を行ったときは_____、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、知事、その他関係機関に通知する。なお、市域を越える退避の指示をしたときは、退避先地域を管轄する市町村長に連絡する。</p>

第2編 武力攻撃事態等への対処

第2章 住民の避難 第2節 避難の指示・退避の指示 2 退避の指示

変更後	変更前
<p>(4) 安全の確保等 ア (略) イ <u>市職員、消防吏員</u>及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長及び消防組合管理者は必要に応じて、府警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聴くなど、安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。</p>	<p>(4) 安全の確保等 ア (略) イ <u>市の職員、消防職員</u>及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長及び消防組合管理者は必要に応じて、府警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聴くなど、安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。</p>

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成 30 年 月修正)

第2編 武力攻撃事態等への対処

第2章 住民の避難 第3節 避難誘導 1 避難誘導の流れ

変 更 後	変 更 前
<p>(2) 避難実施要領の伝達・通知</p> <p>ア 市長は、避難実施要領を定めたときは、<u>防災行政無線や市ホームページへの掲載</u>、広報車などを活用するほか、自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得て、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。</p>	<p>(2) 避難実施要領の伝達・通知</p> <p>ア 市長は、避難実施要領を定めたときは、<u>インターネット(ホームページへの掲載)</u>、広報車などを活用するほか、自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得て、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。</p>

第 2 編 武力攻撃事態等への対処

第 2 章 住民の避難 第 3 節 避難誘導 3 避難住民の誘導

変 更 後	変 更 前
<p>(1) 市職員等による避難誘導</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 避難住民の誘導は、避難実施要領の内容に沿って、関係者の協力を得て、自治会、学校、事業所等を単位として行う。ただし、緊急の場合には、この限りでない。</p> <p>エ～カ 略</p> <p>キ 消防組合は、消火、救助、救急の活動状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>要配慮者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>ク 消防団は、消防組合と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>要配慮者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(2) 関係機関等との連携</p> <p>ア 市長は、市職員、<u>消防吏員</u>及び消防団員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊の長に対して、警察官、海上保安官、自衛官による避難誘導を要請する。</p> <p>イ 略</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>ウ～エ 略</p>	<p>(1) 市職員等による避難誘導</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 避難住民の誘導は、避難実施要領の内容に沿って、関係者の協力を得て、自治会、<u>町内会</u>、学校、事業所等を単位として行う。ただし、緊急の場合には、この限りでない。</p> <p>エ～カ 略</p> <p>キ 消防組合は、消火、救助、救急の活動状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>災害時要援護者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>ク 消防団は、消防組合と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(2) 関係機関等との連携</p> <p>ア 市長は、市職員、<u>消防職員</u>及び消防団員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊の長に対して、警察官、海上保安官、自衛官による避難誘導を要請する。</p> <p>イ 略</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>ウ～エ 略</p>

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成30年 月修正)

<p>(4) <u>要配慮者の避難誘導</u> ア 市長は、高齢者、<u>障がい者</u>、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難誘導する。 イ 市長は、自ら避難することが困難な在宅者の避難誘導について、事前に把握した情報等に基づき、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、<u>障がい者</u>団体等や、自主防災組織、自治会等の地域住民の自発的な協力を得ながら、必要に応じて車両を確保するなどして実施する。</p>	<p>(4) <u>災害時要援護者の避難誘導</u> ア 市長は、高齢者、<u>障害者</u>、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難誘導する。 イ 市長は、自ら避難することが困難な在宅者の避難誘導について、事前に把握した情報等に基づき、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、<u>障害者</u>団体等や、自主防災組織、自治会等の地域住民の自発的な協力を得ながら、必要に応じて車両を確保するなどして実施する。</p>
--	---

第2編 武力攻撃事態等への対処

第3章 避難住民等の救援 第1節 救援の実施 3 救援の内容

変 更 後	変 更 前
<p>(1) 救援の基準等 市長は、府の指示を受け、又は府を補助する場合において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成25年内閣府告示第229号</u>。以下「救援の程度及び基準」という。)及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、特別な基準の設定についての意見を<u>内閣総理大臣</u>に申し出るよう要請する。</p>	<p>(1) 救援の基準等 市長は、府の指示を受け、又は府を補助する場合において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成16年厚生労働省告示第343号</u>。以下「救援の程度及び基準」という。)及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、特別な基準の設定についての意見を<u>厚生労働大臣</u>に申し出るよう要請する。</p>

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成 30 年 月修正)

第2編 武力攻撃事態等への対処

第3章 避難住民等の救援 第1節 救援の実施 3 救援の内容

変更後	変更前
<p>(2) 収容施設の供与 ア 略 (ア)～(イ) 略 イ 略 (ア)～(ウ) 略 (エ) <u>要配慮者</u>への配慮(施設のバリアフリー化、手話通訳・ガイドヘルパーの確保、福祉避難所の確保など) (オ) 略</p>	<p>(2) 収容施設の供与 ア 略 (ア)～(イ) 略 イ 略 (ア)～(ウ) 略 (エ) <u>災害時要援護者</u>への配慮(施設のバリアフリー化、手話通訳・ガイドヘルパーの確保、福祉避難所の確保など) (オ) 略</p>

第2編 武力攻撃事態等への対処

第3章 避難住民等の救援 第1節 救援の実施 3 救援の内容

変更後	変更前
<p>(3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与 略 ア 略 市は、<u>大阪広域水道震災対策中央本部</u>を通じて、<u>府の要請を受け</u>、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。</p>	<p>(3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与 略 ア 略 市は _____、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。</p>

第2編 武力攻撃事態等への対処

第3章 避難住民等の救援 第1節 救援の実施 3 救援の内容

変更後		変更前																	
(4) 医療救護の提供及び助産 略 ア～イ 略 (ア)～(イ) 略 ウ 略 (ア)～(イ) 略 a 略 b 略 (a)～(b)略 (c) <u>河川</u> 搬送 (ウ) 略 災害医療機関は、以下の役割分担により、医療救護活動を実施する。		(4) 医療救護の提供及び助産 略 ア～イ 略 (ア)～(イ) 略 ウ 略 (ア)～(イ) 略 a 略 b 略 (a)～(b)略 (c) <u>海路</u> 搬送 (ウ) 略 災害医療機関は、以下の役割分担により、医療救護活動を実施する。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>門真市災害医療センター</td> <td> i <u>市の災害医療拠点として、医療救護班の派遣を受入れ、入院を要しない患者の応急措置</u> ii 災害拠点病院等との連携による、患者受入れに係る地域の医療機関間の調整 </td> </tr> <tr> <td>災害医療協力病院</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		区分	役割	(略)		門真市災害医療センター	i <u>市の災害医療拠点として、医療救護班の派遣を受入れ、入院を要しない患者の応急措置</u> ii 災害拠点病院等との連携による、患者受入れに係る地域の医療機関間の調整	災害医療協力病院	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>門真市災害医療センター</td> <td> i <u>市の医療拠点としての患者の受入れ</u> ii 災害拠点病院等との連携による、患者受入れに係る地域の医療機関間の調整 </td> </tr> <tr> <td>災害医療協力病院</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		区分	役割	(略)		門真市災害医療センター	i <u>市の医療拠点としての患者の受入れ</u> ii 災害拠点病院等との連携による、患者受入れに係る地域の医療機関間の調整	災害医療協力病院	略
区分	役割																		
(略)																			
門真市災害医療センター	i <u>市の災害医療拠点として、医療救護班の派遣を受入れ、入院を要しない患者の応急措置</u> ii 災害拠点病院等との連携による、患者受入れに係る地域の医療機関間の調整																		
災害医療協力病院	略																		
区分	役割																		
(略)																			
門真市災害医療センター	i <u>市の医療拠点としての患者の受入れ</u> ii 災害拠点病院等との連携による、患者受入れに係る地域の医療機関間の調整																		
災害医療協力病院	略																		

第 2 編 武力攻撃事態等への対処

第 3 章 避難住民等の救援 第 2 節 安否情報の収集・提供 3 安否情報の提供

変 更 後	変 更 前																				
<p>(1) 安否情報の照会の受付 (略)</p> <p style="text-align: center;"><「安否情報照会書」様式第4号(第3条関係)は、「様式集」参照></p> <p style="text-align: center;">(図削除)</p>	<p>(1) 安否情報の照会の受付 (略)</p> <p style="text-align: center;">様式第4号(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right; margin: 0;">安 否 情 報 照 会 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;"> 総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長) </p> <p style="text-align: right; margin: 0;">申 請 者 住 居(住所)</p> <p style="margin: 0;">氏 名 _____</p> <p style="font-size: small; margin: 0;"> 下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に 関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。 </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 2px;">照会をする理由(○をつけ てください。⑤の場合、理 由を記入願います。)</td> <td style="padding: 2px;"> ①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、縁組関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他 () </td> </tr> </table> <p style="margin: 0;">備 考 _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">照会者を特定するために必要な事項</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">氏 名</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">フリガナ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">出生の年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">男 女 の 別</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">住 所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">国 籍 (印欄を付しお書きください。) その他個人を識別するための情報</td> <td style="text-align: center;">日本</td> <td style="text-align: center;">その他()</td> </tr> </table> <p style="margin: 0;">※ 申請者の確認 _____</p> <p style="margin: 0;">※ 備 考 _____</p> <p style="font-size: x-small; margin: 0;"> 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入をお願いします。 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。 4 ※印の欄には記入しないこと。 </p> </div>	照会をする理由(○をつけ てください。⑤の場合、理 由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、縁組関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他 ()	照会者を特定するために必要な事項	氏 名		フリガナ			出生の年月日			男 女 の 別			住 所			国 籍 (印欄を付しお書きください。) その他個人を識別するための情報	日本	その他()
照会をする理由(○をつけ てください。⑤の場合、理 由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、縁組関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他 ()																				
照会者を特定するために必要な事項	氏 名																				
フリガナ																					
出生の年月日																					
男 女 の 別																					
住 所																					
国 籍 (印欄を付しお書きください。) その他個人を識別するための情報	日本	その他()																			

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成 30 年 月修正)

第 2 編 武力攻撃事態等への対処

第 3 章 避難住民等の救援 第 2 節 安否情報の収集・提供 3 安否情報の提供

変 更 後	変 更 前																									
<p>(1) 安否情報の照会の受付 (略)</p> <p><「安否情報回答書」様式第5号(第4条関係)は、「様式集」参照></p> <p style="text-align: center;"><u>(図削除)</u></p>	<p>(1) 安否情報の照会の受付 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>様式第5号(第4条関係)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">安 否 情 報 回 答 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)</p> <p>年 月 日付で照会があった安否情報について、下記の とおり回答します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">避難住民に該当するか否かの別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">被 照 会 者</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出生の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>男 女 の 別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 居</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国 籍 (詳細は記入不要)</td> <td>日本 その他()</td> </tr> <tr> <td>その他個人を識別するための情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現在の居所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>食糧又は疾病の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先その他必要情報</td> <td></td> </tr> </table> <p><small>備考 1 この回答のときは、日本で避難先を記入すること。 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」と記入すること。 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。 4 武力攻撃災害により死亡した住民の場合は、「食糧又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の経緯、原因及び状況」を記入し、「関係」欄に「連絡が途絶されている場合」を記入すること。 5 安否情報の収集単位を「連絡先その他必要情報」に記入すること。</small></p> </div>	避難住民に該当するか否かの別		武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		被 照 会 者	氏 名		フリガナ		出生の年月日		男 女 の 別		住 居		国 籍 (詳細は記入不要)	日本 その他()	その他個人を識別するための情報		現在の居所		食糧又は疾病の状況		連絡先その他必要情報	
避難住民に該当するか否かの別																										
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別																										
被 照 会 者	氏 名																									
	フリガナ																									
	出生の年月日																									
	男 女 の 別																									
	住 居																									
	国 籍 (詳細は記入不要)	日本 その他()																								
	その他個人を識別するための情報																									
	現在の居所																									
	食糧又は疾病の状況																									
	連絡先その他必要情報																									

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成30年 月修正)

第2編 武力攻撃事態等への対処

第3章 避難住民等の救援 第1節 救援の実施 3 救援の内容

変更後	変更前
<p>5 個人情報の保護への配慮 略</p> <p>6 安否情報システムの利用 市長は、<u>安否情報の収集・提供を行う場合は、総務省(消防庁)が運用する安否情報システムを利用するなど、効率的かつ安定的な安否情報の収集・提供を行う。</u></p>	<p>5 個人情報の保護への配慮 略</p> <p>— _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

第2編 武力攻撃事態等への対処

第4章 武力攻撃災害への対処 第2節 応急措置等の実施

変更後	変更前
<p>1 緊急通報 <u>(第2章 第1節参照)</u></p> <p>2 退避の指示 <u>(第2章 第2節参照)</u></p>	<p>1 緊急通報 <u>(前掲p.49)</u></p> <p>2 退避の指示 <u>(前掲p.52)</u></p>

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成 30 年 月修正)

第 2 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 章 武力攻撃災害への対処 第 2 節 応急措置等の実施

変 更 後	変 更 前
<p>4 消火・救助・救急活動</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防機関は、その施設及び人員を活用し て、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、<u>消防吏員</u>及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>4 消火・救助・救急活動</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防機関は、その施設及び人員を活用し て、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、<u>消防職員</u>及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。</p> <p style="text-align: center;">略</p>

第 2 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 章 武力攻撃災害への対処 第 2 節 応急措置等の実施

変 更 後	変 更 前
<p>4 消火・救助・救急活動</p> <p>(4) 安全の確保</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 市長若しくは消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する<u>消防吏員</u>・消防団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。</p>	<p>4 消火・救助・救急活動</p> <p>(4) 安全の確保</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 市長若しくは消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する<u>消防職員</u>・消防団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。</p>

第 2 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 章 武力攻撃災害への対処 第 3 節 生活関連等施設の安全確保 1 生活関連等施設の安全確保

変更後		変更前	
1 生活関連等施設の安全確保 (1) 略		1 生活関連等施設の安全確保 (1) 略	
(略)		(略)	
生活関連等施設の管理者	○警備の強化などの安全確保措置を実施するよう要請を受けた施設管理者は、府警察、消防機関、その他の行政機関に対し、施設の安全確保のため、必要な支援を <u>求める</u>	生活関連等施設の管理者	○警備の強化などの安全確保措置を実施するよう要請を受けた施設管理者は、府警察、消防機関、その他の行政機関に対し、施設の安全確保のため、必要な支援を「 <u>求め</u> 」
(略)		(略)	

第 2 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 章 武力攻撃災害への対処 第 3 節 生活関連等施設の安全確保 1 生活関連等施設の安全確保

変更後		変更前	
	政令で定められた施設	施設の対象範囲が示されている法律	
		(略)	
⑧	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	<u>空港法</u> 及び航空法	⑧ 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
		(略)	

第 2 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 章 武力攻撃災害への対処 第 3 節 生活関連等施設の安全確保 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止

変更後				変更前			
(1) 実施主体				(1) 実施主体			
主体	権限	要件	対象	主体	権限	要件	対象
市長	<u>警備の強化の求め</u>	危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるとき	略	市長	警備の強化の求め	危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるとき	略
消防組合管理者	警備の強化の求め			消防組合管理者			
知事	略	略		知事	略	略	
指定(地方)行政機関の長	略	略		指定(地方)行政機関の長	略	略	
(2) 略				(2) 略			
(3) <u>消防組合管理者</u> が命ずることができる対象物質と措置内容				(3) <u>市長</u> が命ずることができる対象物質と措置内容			

第 2 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 章 武力攻撃災害への対処 第 3 節 生活関連等施設の安全確保 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止

変更後						変更前					
(3) 消防組合管理者が命ずることができる対象物質と措置内容						(3) 消防組合管理者が命ずることができる対象物質と措置内容					
物質の種類と対象範囲を示す法律		措置命令者	措置			物質の種類と対象範囲を示す法律		措置命令者	措置		
			措置 1	措置 2	措置 3				措置 1	措置 2	措置 3
(略)						(略)					
⑤	核燃料物質 (汚染物質含)	<u>原子力規制委員会</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑤	核燃料物質 (汚染物質含)	<u>文部科学大臣</u> <u>経済産業大臣</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成 30 年 月修正)

	む。)【原子力基本法】				
⑥	核原料物質【原子力基本法】	原子力規制委員会	○	○	○
⑦	放射性同位元素(汚染物質含む。)【放射線障害防止法】	原子力規制委員会	第33条第4項	同左	同左
⑧	毒薬及び劇薬【薬事法】	厚生労働大臣 知事 保健所設置市 ※	○	○	○
(略)					

備考

(注1)※は、地域保健法第5条第1項の政令で定める市。

(注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条(事業所外運搬に係る事実の発生の場合は国土交通大臣を追加)の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。

(注3) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。

	む。)【原子力基本法】	国土交通大臣			
⑥	核原料物質【原子力基本法】	文部科学大臣 経済産業大臣	○	○	○
⑦	放射性同位元素(汚染物質含む。)【放射線障害防止法】	文部科学大臣	第33条第4項	同左	同左
⑧	毒薬及び劇薬【薬事法】	厚生労働大臣 知事	○	○	○
(略)					

備考

(注1)※は、地域保健法第5条第1項の政令で定める市。

(注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条

の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。

(注3) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。

第 2 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 章 武力攻撃災害への対処 第 4 節 NBC 攻撃による災害への対処 2 市の役割

変 更 後	変 更 前
<p>(2) 国の方針に基づく措置の実施 市は、内閣総理大臣が、<u>関係大臣等</u>を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。</p>	<p>(2) 国の方針に基づく措置の実施 市は、内閣総理大臣が、<u>関係大臣</u>を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。</p>

第 2 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 章 武力攻撃災害への対処 第 5 節 保健福祉・衛生

変 更 後	変 更 前
<p>第5節 保健福祉・衛生 市は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、<u>高齢者、障がい者等避難行動要支援者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うとともに、府及び社会福祉協議会等関係団体と協力し、必要な福祉サービスが継続的に実施できるよう努める。 また、市は、府と連携して、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施し、必要に応じ、健康相談等窓口を設置する。 1 略 市は、感染症法(感染症名は次ページ参照)、災害防疫実施要綱(厚生労働省)及び国民保護法第121条の規定による特例に基づき、府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。</p>	<p>第5節 保健福祉・衛生 市は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、<u>高齢者、障害者等災害時要援護者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うとともに、府及び社会福祉協議会等関係団体と協力し、必要な福祉サービスが継続的に実施できるよう努める。 また、市は、府と連携して、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施し、必要に応じ、健康相談等窓口を設置する。 1 略 市は、感染症法(感染症名は94ページ参照)、<u>結核予防法</u>、災害防疫実施要綱(厚生労働省)及び国民保護法第121条の規定による特例に基づき、府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。</p>

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成 30 年 月修正)

第 2 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 章 武力攻撃災害への対処 第 5 節 保健福祉・衛生 1 防疫活動

変 更 後		変 更 前	
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘 そう、 <u>南米出血熱</u> 、ペスト、 <u>マールブルグ病</u> 、 ラッサ熱	一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、 <u>重 症急性呼吸器症候群 (病原体が SARS コロ ナウイルスであるのものに限る。)</u> 、痘そう _____、ペスト、 <u>マールブルク病</u> 、ラッ サ熱
二類感染症	急性灰白髄炎、 <u>結核</u> 、ジフテリア、 <u>重症急性 呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイル ス属 SARS コロナウイルスであるのものに 限る。)</u> 、 <u>中東呼吸器症候群 (病原体がベータ コロナウイルス属 MERS コロナウイルスで あるものに限る。)</u> 、 <u>鳥インフルエンザ (病原 体がインフルエンザウイルス A 属インフルエ ンザ A ウイルスであってその血清亜型が H 5 N 1 又は H 7 N 9 であるものに限る。)</u>	二類感染症	急性灰白髄炎、 <u>コレラ</u> 、 <u>細菌性赤痢</u> 、ジフテ リア、 <u>腸チフス</u> 、 <u>パラチフス</u>
三類感染症	<u>コレラ</u> 、 <u>細菌性赤痢</u> 、 <u>腸管出血性大腸菌感染 症</u> 、 <u>腸チフス</u> 、 <u>パラチフス</u>	三類感染症	_____ <u>腸管出血性大腸菌感染 症</u>
		指定感染症	<u>インフルエンザ (H 5 N 1)</u>

第2編 武力攻撃事態等への対処

第4章 武力攻撃災害への対処 第5節 保健福祉・衛生 5 福祉サービスの提供

変更後	変更前
<p>5 福祉サービスの提供</p> <p>市は、府と連携して、被災した高齢者・<u>障がい者</u>等に対して、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、関係団体と協力して、継続的に福祉サービスの提供を行う。</p> <p>(1) 福祉ニーズの把握</p> <p>市は、被災した高齢者、<u>障がい者</u>等に対して、必要な福祉サービスが組織的、継続的に提供できるよう、府と連携して、福祉ニーズの迅速な把握に努める。また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。</p> <p>(2) 支援活動</p> <p>市は、府と連携して、被災した高齢者、<u>障がい者</u>等に対して、関係団体と協力し、ホームヘルパーの派遣等必要な在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。</p> <p>(3) 緊急入所等</p> <p>市は、府と連携して、被災により、居宅、避難所等で生活できない高齢者、<u>障がい者</u>等について、本人の意思を尊重した上で、福祉型避難所への避難又は関係団体の協力を得て、社会福祉施設への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。</p>	<p>5 福祉サービスの提供</p> <p>市は、府と連携して、被災した高齢者・<u>障害者</u>等に対して、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、関係団体と協力して、継続的に福祉サービスの提供を行う。</p> <p>(1) 福祉ニーズの把握</p> <p>市は、被災した高齢者、<u>障害者</u>等に対して、必要な福祉サービスが組織的、継続的に提供できるよう、府と連携して、福祉ニーズの迅速な把握に努める。また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。</p> <p>(2) 支援活動</p> <p>市は、府と連携して、被災した高齢者、<u>障害者</u>等に対して、関係団体と協力し、ホームヘルパーの派遣等必要な在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。</p> <p>(3) 緊急入所等</p> <p>市は、府と連携して、被災により、居宅、避難所等で生活できない高齢者、<u>障害者</u>等について、本人の意思を尊重した上で、福祉型避難所への避難又は関係団体の協力を得て、社会福祉施設への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。</p>

第2編 武力攻撃事態等への対処

第4章 武力攻撃災害への対処 第6節 廃棄物の処理

変更後	変更前
<p>1 し尿処理</p> <p>(1) 略 ア～イ 略 ウ 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、<u>障がい者</u>に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。</p> <p>(2) 略 ア～イ 略 ウ 必要に応じて、府、<u>隣接市</u>、関係団体に応援を要請する。</p> <p>2 ごみ処理</p> <p>(1)～(2) 略 ア～エ 略 オ 必要に応じて、府、<u>隣接市</u>、関係団体に応援を要請する。</p> <p>3 がれき処理</p> <p>(1) 略 (2) 処理活動 ア～ウ 略 エ 必要に応じて、府、<u>隣接市</u>、関係団体に応援を要請する。</p>	<p>1 し尿処理</p> <p>(1) 略 ア～イ 略 ウ 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、<u>障害者</u>に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。</p> <p>(2) 略 ア～イ 略 ウ 必要に応じて、府、<u>隣接市町村</u>、関係団体に応援を要請する。</p> <p>2 ごみ処理</p> <p>(1)～(2) 略 ア～エ 略 オ 必要に応じて、府、<u>隣接市町村</u>、関係団体に応援を要請する。</p> <p>3 がれき処理</p> <p>(1) 略 (2) 処理活動 ア～ウ 略 エ 必要に応じて、府、<u>隣接市町村</u>、関係団体に応援を要請する。</p>

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成30年 月修正)

第2編 武力攻撃事態等への対処

第5章 国民生活の安定 2 避難住民等の生活安定等

変更後	変更前
<p>(1) 被災児童・生徒等に対する教育 市教育委員会は、<u>府教育庁</u>と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。</p>	<p>(1) 被災児童・生徒等に対する教育 市教育委員会は、<u>府教育委員会</u>と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。</p>

第2編 武力攻撃事態等への対処

第5章 国民生活の安定 3 生活基盤等の確保

変更後	変更前
<p>(1) 水の安定的な供給 水道事業者として市は消毒その他衛生上の措置 被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために<u>大阪広域水道企業団</u>と連携して必要な措置を講ずる。</p>	<p>(1) 水の安定的な供給 水道事業者として市は消毒その他衛生上の措置 被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために<u>大阪府</u>と連携して必要な措置を講ずる。</p>

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成 30 年 月修正)

第3編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備 第1節 門真市における組織・体制の整備 1 各部局等における業務

変更後		変更前	
<p>1 各部局等における業務 市の各部局及び消防組合は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにするため、次の表に掲げる業務のための準備を行う。</p>		<p>1 各部局等における業務 市の各部局及び消防組合は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにするため、次の表に掲げる業務のための準備を行う。</p>	
部局室名	平素の業務	部局室名	平素の業務
企画財政部	<p>広報及び報道機関との連絡・調整</p> <p>復興事業の企画調整</p> <p>対策関係予算等の財務、災害用物資、資機材等の調達</p> <p>国、府に対する緊急要望</p> <p>外国人に対する支援、友好都市への応援要請等</p>	市長公室	<p>広報業務</p> <p>市民からの相談受付</p> <p>報道機関との連絡・調整 等</p>
総務部	<p>危機管理課</p> <p>国民保護措置に係る総合調整</p> <p>国民保護対策本部及び本部事務局の運営</p> <p>府、他市町村、各関係機関との連絡・調整及び応援要請</p> <p>被災情報の収集・伝達 等</p>	総務部	<p>危機管理室</p> <p>国民保護措置に係る総合調整</p> <p>国民保護対策本部等の運営</p> <p>府・他市町村及び関係機関との連絡・調整</p> <p>被災情報の収集・伝達 等</p>
	<p>危機管理課以外</p> <p>庁舎等の警備及び車両の確保</p> <p>職員のサービス及び職員参集状況の把握</p> <p>市税の減免</p> <p>物資の調達・検収及び契約</p> <p>土地、家屋の状況調査</p> <p>人的被害の状況調査</p> <p>他市及び他機関からの応援職員の受入れ 等</p>		<p>外の室・課</p> <p>庁舎等の警備及び車両の確保</p> <p>職員のサービス及び職員参集状況の把握</p> <p>市税の減免</p> <p>物資の調達・研修及び契約</p> <p>被害状況調査</p> <p>他市及び他機関からの応援職員の受入れ 等</p>
		行財政改革推進部	国民保護措置に関すること
		企画財務部	対策関係予算等の財務 等
		市民生活部	<p>物価の監視・安定</p> <p>食料品、生活必需品等の確保・斡旋</p>

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成 30 年 月修正)

市民生活部	<u>市民からの相談受付</u> 物価の監視・安定 食料品、生活必需品等の確保・斡旋 家畜伝染病の予防及び防疫 <u>災害に伴う公害対策</u> <u>し尿処理施設の維持管理</u> <u>廃棄物の収集及び処理</u> <u>仮設トイレの調達</u> <u>遺体の火葬・埋葬</u> 救援物資の受入れ及び配布 等
保健福祉部	医療救護班及び <u>大阪府救急医療情報センター</u> との連絡・調整 保健衛生及び防疫 食品衛生監視及び感染症対策 遺体対策、遺体安置所の確保及び遺体の収容 ボランティアの受入れ <u>要配慮高齢者、障がい者等の避難</u> 救護所の設置・運営 等
こども部	<u>園児の避難</u> 本部事務局の応援 <u>本部長の特命事項に関すること</u> 等
まちづくり部	応急仮設住宅の提供 住宅の応急修理 住宅相談 住宅復興計画の策定・推進 <u>道路、橋りょう、公園、河川等関係施設の整備及び復旧</u> 道路通行の禁止、制限及び道路交通の確保 被災建築物の応急危険度判定 被災家屋の解体及び除去 等

	家畜伝染病の予防及び防疫 _____ _____ _____ 友好都市への応援要請 等
環境事業部	<u>し尿処理施設の維持管理</u> <u>廃棄物の処理</u> <u>仮設トイレの調達</u> 等
健康福祉部	医療救護班及び _____ 救急医療情報センターとの連絡・調整 保健衛生及び防疫 食品衛生監視及び感染症対策 遺体処理・火葬・埋葬 遺体安置所の確保及び遺体の収容 ボランティアの受入れ <u>要援護高齢者、障害者等の避難</u> <u>救援物資の受入れ及び配布</u> 救護所の設置・運営 等
_____	_____ _____ _____
都市建設部	応急仮設住宅の建設 住宅の応急修理 住宅相談 住宅復興計画の策定・推進 <u>道路の整備及び復旧</u> <u>下水道施設の整備及び復旧</u> 道路通行の禁止、制限及び道路交通の確保 被災建築物の応急危険度判定

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成30年 月修正)

<u>上下水道局</u>	水道用水の供給確保 応急給水 水道施設の被害状況の把握及び応急復旧 <u>下水道施設等の整備及び復旧</u> 等
<u>会計課</u>	<u>対策に必要な現金の出納</u>
<u>行政委員会</u> <u>総合事務局</u>	<u>議員との連絡調整</u> <u>本部事務局の応援</u>
<u>議会事務局</u>	<u>本部長の特命事項に関すること</u>
<u>教育部</u>	<u>学用品の給与</u> 応急教育 児童・生徒の避難 避難所の設置、管理及び運営 避難者の誘導 等
<u>消防組合</u>	武力攻撃災害への対処に関すること (救急救助を含む) 住民の避難誘導に関すること

	被災家屋の解体及び除去 等
<u>収入役室</u>	<u>国民保護措置に関すること</u>
<u>行政委員会</u> <u>総合事務局</u>	<u>国民保護措置に関すること</u>
<u>議会事務局</u>	<u>国民保護措置に関すること</u>
<u>学校教育部</u> <u>生涯学習部</u>	<u>学用品の供与</u> 応急教育 児童・生徒の避難 避難所の設置、管理及び運営 避難者の誘導 等
<u>水道局</u>	水道用水の供給確保 応急給水 水道施設の被害状況の把握及び応急復旧 等
<u>消防組合</u>	武力攻撃災害への対処に関すること (救急救助を含む) 住民の避難誘導に関すること

第3編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備 第1節 門真市における組織・体制の整備 2 職員の配備体制の整備

変 更 後	変 更 前
<p>2 職員の配備体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防組合との連携を図りつつ、当直等(守衛及び民間警備員の当直を含む。)の強化を行うなど、速やかに市長及び<u>危機管理課</u>職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。</p> <p>(2) 略</p> <p>市は、武力攻撃事態等の発生時に幹部職員及び<u>危機管理課</u>職員等が迅速に参集できるよう、携帯電話等を連絡手段とする連絡網をあらかじめ作成し、整備する。</p>	<p>2 職員の配備体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防組合との連携を図りつつ、当直等(守衛及び民間警備員の当直を含む。)の強化を行うなど、速やかに市長及び<u>危機管理室</u>職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。</p> <p>(2) 略</p> <p>市は、武力攻撃事態等の発生時に幹部職員及び<u>危機管理室</u>職員等が迅速に参集できるよう、携帯電話等を連絡手段とする連絡網をあらかじめ作成し、整備する。</p>

第3編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備 第2節 関係機関との連携 2 府との連携

変 更 後	変 更 前
<p>(2) 府との情報共有</p> <p>市は、府と連携した対応が行えるよう、<u>市町村防災・危機管理担当部課長会議</u>等の場を活用するなどして、緊密な情報の共有を図る。</p>	<p>(2) 府との情報共有</p> <p>市は、府と連携した対応が行えるよう、「<u>市町村国民保護法制連絡会議</u>」の場を活用するなどして、緊密な情報の共有を図る。</p>

第 3 編 平素からの備え

第 1 章 組織・体制の整備 第 3 節 研修 2 市職員に対する研修

変 更 後	変 更 前
<p>2 市職員に対する研修 危機管理課と人事課が連携して、国民保護関係の研修を行うとともに、各部課においても、本計画に盛り込まれた措置が円滑に実施できるよう研修を行う。また、市は、危機管理に的確に対応できる職員を育成するため、自治大学校や消防大学校、市町村職員中央研修所、府などの研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。</p>	<p>2 市職員に対する研修 危機管理室と人事課が連携して、国民保護関係の研修を行うとともに、各部課においても、本計画に盛り込まれた措置が円滑に実施できるよう研修を行う。また、市は、危機管理に的確に対応できる職員を育成するため、自治大学校や消防大学校、市町村職員中央研修所、府などの研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。</p>

第 3 編 平素からの備え

第 1 章 組織・体制の整備 第 4 節 情報収集・提供 2 通信の確保

変 更 後	変 更 前
<p>2 通信の確保 市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線等の<u>充実を図り</u>、通信体制の整備等通信の確保に努める。</p>	<p>2 通信の確保 市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線等の<u>整備を進め</u>、通信体制の整備等通信の確保に努める。</p>

門真市国民保護計画 新旧対照表 (平成 30 年 月修正)

第 3 編 平素からの備え

第 1 章 組織・体制の整備 第 5 節 広報・啓発 2 住民に対する広報・啓発

変 更 後	変 更 前
<p>2 住民に対する広報・啓発</p> <p>市は、国や府などの関係機関と連携しつつ、住民に対し、<u>防災行政無線</u>、<u>広報紙</u>、<u>テレビ</u>、<u>ラジオ</u>、<u>パンフレット</u>、<u>市ホームページ</u>等の様々な媒体を活用するとともに、講演会等の様々な機会を通じて国民保護措置の重要性について広く啓発を行う。</p> <p>その際、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなどして、<u>障がい者</u>、<u>外国人</u>等に配慮する。</p>	<p>2 住民に対する広報・啓発</p> <p>市は、国や府などの関係機関と連携しつつ、住民に対し、<u>_____</u>、<u>広報紙</u>、<u>テレビ</u>、<u>ラジオ</u>、<u>パンフレット</u>、<u>インターネット</u>等の様々な媒体を活用するとともに、講演会等の様々な機会を通じて国民保護措置の重要性について広く啓発を行う。</p> <p>その際、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなどして、<u>障害者</u>、<u>外国人</u>等に配慮する。</p>

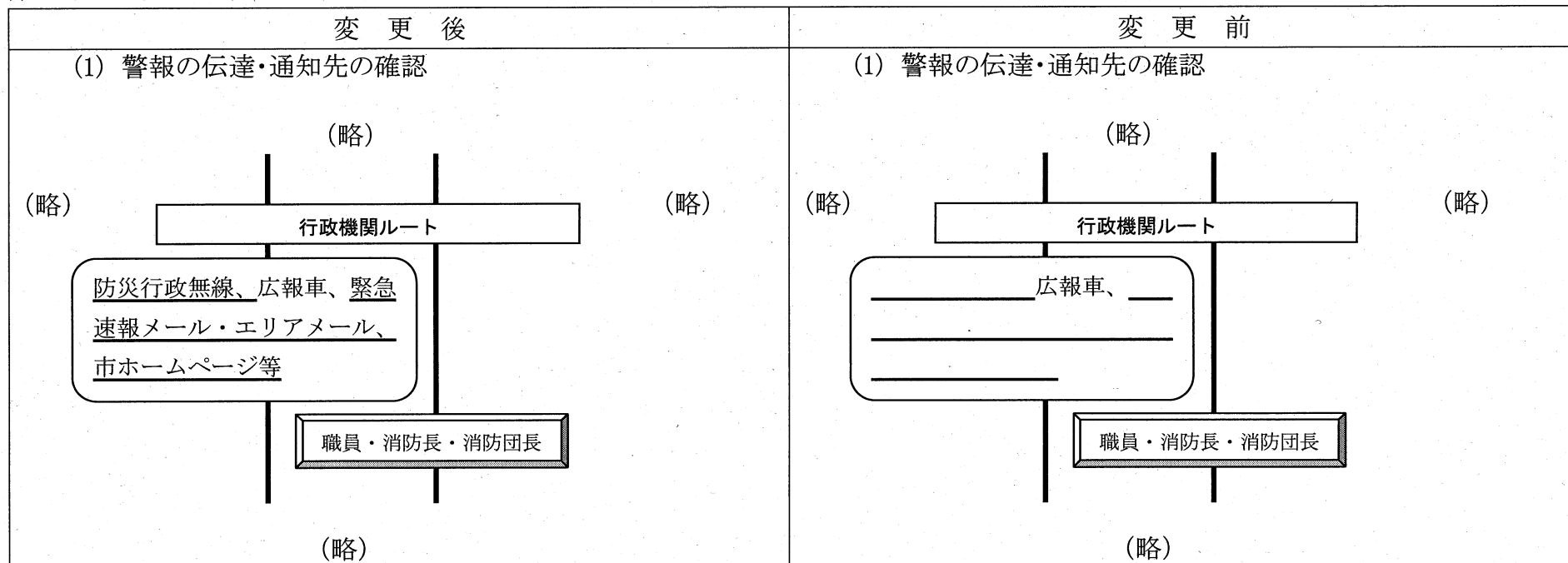
第 3 編 平素からの備え

第 1 章 組織・体制の整備 第 6 節 訓練

変 更 後	変 更 前
<p>第6節 訓練</p> <p>市は、単独、又は国、府をはじめ関係機関、他の市町村等と共同し、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護訓練を実施する。</p> <p>訓練の実施にあたっては、以下に示す訓練項目などを実践的に実施できるよう、実動訓練(人や物などを実際に動かす訓練)や図上訓練(状況付与に基づいて参加者に意志決定を行わせる訓練)など訓練形態を適切に選択しながら行うほか、住民の自発的な協力を得て、住民参加型の訓練を実施する。</p> <p>その際、特に高齢者、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p>	<p>第6節 訓練</p> <p>市は、単独、又は国、府をはじめ関係機関、他の市町村等と共同し、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護訓練を実施する。</p> <p>訓練の実施にあたっては、以下に示す訓練項目などを実践的に実施できるよう、実動訓練(人や物などを実際に動かす訓練)や図上訓練(状況付与に基づいて参加者に意志決定を行わせる訓練)など訓練形態を適切に選択しながら行うほか、住民の自発的な協力を得て、住民参加型の訓練を実施する。</p> <p>その際、特に高齢者、<u>障害者</u>その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p>

第3編 平素からの備え

第2章 避難・救援・災害対処 第1節 避難 2 警報の伝達・通知



第3編 平素からの備え

第2章 避難・救援・災害対処 第1節 避難 2 警報の伝達・通知

変更後	変更前
<p>(3) 伝達ルートの確保 市長は、きめ細かく警報の内容を伝達するため、社会福祉施設、病院、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の福祉・医療関係者や、自治会、自主防災組織等の地域住民組織、国際交流関係団体等との協力体制を整備し、それらが構築しているネットワークを活用できるようにするなどして、<u>高齢者、障がい者、外国人等に配慮した伝達ルートの確保に努める。</u> (略)</p> <p>(6) <u>要配慮者</u>への伝達 市長は、<u>要配慮者</u>について、対象者の事前把握に努め、対象者への伝達ルート・手段をあらかじめ構築し又は確認するなどして、円滑に伝達できるようにしておくとともに、近隣住民間における<u>要配慮者</u>への警報の伝達を支援する仕組みづくりに努める。</p> <p>(7) 新たな伝達手段の検討 警報の伝達にあたっては、現在市が保有する伝達手段に基づき行うほか、<u>複数の手段を確保する必要があり、的確かつ迅速な伝達に資する新たな伝達手段について検討する。</u></p>	<p>(3) 伝達ルートの確保 市長は、きめ細かく警報の内容を伝達するため、社会福祉施設、病院、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の福祉・医療関係者や、自治会、自主防災組織等の地域住民組織、国際交流関係団体等との協力体制を整備し、それらが構築しているネットワークを活用できるようにするなどして、<u>高齢者、障害者、外国人等に配慮した伝達ルートの確保に努める。</u> (略)</p> <p>(6) <u>災害時要援護者</u>への伝達 市長は、<u>災害時要援護者</u>について、対象者の事前把握に努め、対象者への伝達ルート・手段をあらかじめ構築し又は確認するなどして、円滑に伝達できるようにしておくとともに、近隣住民間における<u>災害時要援護者</u>への警報の伝達を支援する仕組みづくりに努める。</p> <p>(7) 新たな伝達手段の検討 警報の伝達にあたっては、現在市が保有する伝達手段に基づき行うほか、<u>携帯電話の一斉メールをはじめとした新たな伝達手段について検討する。</u></p>

第3編 平素からの備え

第2章 避難・救援・災害対処 第1節 避難 3 避難誘導

変更後	変更前
<p>(1) 避難実施要領のパターンの作成 市長は、市の他の執行機関、消防長・消防団長、府、府警察、海上保安部等、自衛隊などの関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル及び府計画を参考に、複数の避難実施要領のパターン(市域を越えるパターンを含む)をあらかじめ作成し、府に報告する。 この場合において、高齢者、<u>障がい者</u>、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難方法、誘導方法等や昼間人口の存在、交通渋滞の発生状況などについて配慮する。</p> <p>(2) <u>避難行動要支援者</u>の避難誘導 ア 略 (ア)～(イ) 略 イ 略 市は、日頃から、高齢者、<u>障がい者</u>その他の自ら避難することが困難な者の所在把握に努め、車両等の避難手段の確保策について検討する。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者など福祉関係者等との連携協力体制を整備するとともに、近隣住民の協力を得て、地域で<u>避難行動要支援者</u>の避難を支援する仕組みづくりに努める。</p>	<p>(1) 避難実施要領のパターンの作成 市長は、市の他の執行機関、消防長・消防団長、府、府警察、海上保安部等、自衛隊などの関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル及び府計画を参考に、複数の避難実施要領のパターン(市域を越えるパターンを含む)をあらかじめ作成し、府に報告する。 この場合において、高齢者、<u>障害者</u>、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難方法、誘導方法等や昼間人口の存在、交通渋滞の発生状況などについて配慮する。</p> <p>(2) <u>災害時要援護者</u>の避難誘導 ア 略 (ア)～(イ) 略 イ 略 市は、日頃から、高齢者、<u>障害者</u>その他の自ら避難することが困難な者の所在把握に努め、車両等の避難手段の確保策について検討する。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者など福祉関係者等との連携・協力体制を整備するとともに、近隣住民の協力を得て、地域で<u>災害時要援護者</u>の避難を支援する仕組みづくりに努める。</p>

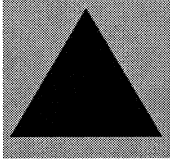
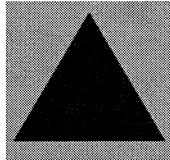
第3編 平素からの備え

第2章 避難・救援・災害対処 第1節 避難 4 避難施設

変更後			変更前		
(1) 避難施設の指定 知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況など地域の実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、市町村と連携して、次の避難施設を指定するとされている。			(1) 避難施設の指定 知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況など地域の実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、市町村と連携して、次の避難施設を指定するとされている。		
タイプ	施設例	主な目的	タイプ	施設例	主な目的
(略)			(略)		
福祉型	社会福祉施設、宿泊施設等	高齢者、 <u>障がい者</u> 、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者を収容する福祉避難施設	福祉型	社会福祉施設、宿泊施設等	高齢者、 <u>障害者</u> 、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者を収容する福祉避難施設

第 3 編 平素からの備え

第 3 章 特殊標章等の交付及び管理 2 内容

変 更 後	変 更 前
<p>(3) 識別対象 略</p>  <p>(オレンジ色地に青の正三角形)</p> <p>< 国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型は、様式集参照 ></p> <p>3 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 市長</p> <p> i 市職員(消防長所轄の<u>消防吏員</u>を除く。)で国民保護措置に係る職務を行う者</p> <p> ii ~ iv 略</p> <p>イ 消防長</p> <p> i 消防長の所轄の<u>消防吏員</u>で国民保護措置に係る職務を行う者</p> <p> ii ~ iii 略</p>	<p>(3) 識別対象 略</p>  <p>(オレンジ色地に青の正三角形)</p> <hr/> <p>3 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 市長</p> <p> i 市職員(消防長所轄の<u>消防職員</u>を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの</p> <p> ii ~ iv 略</p> <p>イ 消防長</p> <p> i 消防長の所轄の<u>消防職員</u>で国民保護措置に係る職務を行うもの</p> <p> ii ~ iii 略</p>